

会津若松市小規模修繕契約希望者の登録に関する要領

(平成 16 年 12 月 28 日決裁)

(平成 19 年 6 月 15 日決裁)

(平成 25 年 1 月 30 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する小規模な修繕契約について、市の入札参加資格を有さない小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的な活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(小規模修繕契約)

第 2 条 小規模な修繕契約（以下「小規模修繕契約」という。）とは、修繕契約のうち次の各号いずれにも該当するものをいう。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると契約権者（会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 1 2 号）第 2 条第 10 号に定める契約権者をいう。以下同じ。）が認めるもの
- (2) 契約金額の総額が 20 万円未満のもの

(登録事業者)

第 3 条 小規模修繕契約の事業者として登録ができる者は、市の区域内に主たる事業所を置く事業者であって、次条各号のいずれかに該当するもの以外の者（以下「小規模修繕事業者」という。）とする。

(登録条件)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、小規模修繕事業者の登録をすることができない。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成 16 年 10 月 29 日決裁。以下「規程」という。）に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年被後見人若しくは被保佐人又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に規定する破産者で復権を得ていない者
- (3) 登録を希望する業種の小規模修繕契約を履行するために必要な資格、許認可等を有しない者
- (4) 納付すべき市税を完納していない者
- (5) 暴力団その他の地方公共団体の契約発注の相手方として不適当と認められる者

(登録の申請)

第 5 条 登録しようとする事業者は、小規模修繕契約希望者登録申請書（第 1 号様式）に次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 法人事業者の登録

- ア 商業登記簿謄本の写し
- イ 法人市民税等の納税証明書
- ウ 代表者の印鑑証明書
- エ 役員等に係る暴力団等に関する調査についての同意書（第2号様式。以下、「同意書」という。）

(2) 個人事業者の登録

- ア 身分証明書
- イ 市民税等の納税証明書
- ウ 同意書

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は必要に応じて、登録しようとする事業者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 第4条第3号の資格者証、許可書等の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(登録名簿への登録等)

第6条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第4条各号に規定する登録事業者としての登録ができない者に該当する場合は、当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する小規模登録事業者に該当すると認めるときは、小規模修繕契約希望者登録名簿（第3号様式。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(登録の有効期間及び有効期間の延長)

第7条 登録名簿に登載された資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の3月末日までとする。ただし、各年度の3月1日から同月末日までの間に登録申請がなされた場合の資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。

2 登録名簿に登載された事業者（以下「登録事業者」という。）の資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の2月1日から同月末日までの間に納税証明書（直近の2か年分）及び同意書を提出することにより当該登録申請のなされた日の属する年度の翌年度の3月末日まで延長するものとする。

3 前項に規定する有効期間の延長手続の後、再度、当該有効期間の延長手続を行うときは前項の規定を準用するものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録名簿に登載された登録事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者を登録名簿から抹消するものとする。この場合において、市長は、当該登録名簿から抹消される事業者（第2号及び第3号に該当する場合を除く。）に対

し、その旨を通知するものとする。

- (1) 第4条各号に該当することとなったとき。
- (2) 規程に基づき市の入札参加資格者名簿に登録されたとき。
- (3) 前条第2項に規定する有効期間の延長を怠ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(登録事項の変更の届出)

第9条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を小規模修繕契約希望者登録変更届（第4号様式）又は小規模修繕契約希望者登録辞退届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 使用印鑑を変更したとき。
- (4) 希望業種を変更したとき。
- (5) 廃業等により営業できないとき。
- (6) 登録を辞退したいとき。

(登録者の取扱い)

第10条 市長は、第5条の申請について随時受付を行い、登録名簿に登載し、登録に係る業種の小規模修繕契約の見積もり参加の機会を与えるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、施行日の属する年度に係る登録名簿に登載された資格の有効期間は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月30日から施行する。